

○五島市系統用蓄電池運用技術開発事業費補助金交付要領（伺い定め）

（趣旨）

第1条 市は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け再生可能エネルギーの導入拡大や電力供給の安定化を促すことを目的としている。再生可能エネルギーの出力変動に対応する調整力等として活用可能な系統用蓄電システムの運用技術開発において、蓄電池を活用した最適なエネルギーマネジメント技術の開発・実証を実施する事業者に対して、予算の定めるところにより、系統用蓄電池運用技術開発事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領において「事業者」とは、ゼロカーボン分野（計画・設計、調査計測、製造・組立、運用・保守、電力需給管理等）に携わる者であって、市内に本社、支社、事務所等を設置している法人（国及び地方公共団体を除く。）又は個人事業者（ただし、法人又は個人事業者と共同体制をとるものを含む。）とする。

（補助の対象及び補助額等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）及び経費並びにその補助率は、別表に定めるとおりとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

（事業計画の採択の申請）

第4条 補助事業等の計画の採択を受けようとする者（以下、「採択申請者」という。）は、五島市系統用蓄電池運用技術開発事業計画採択申請書（様式第1号。以下、「採択申請書」という。）に、次の各号に規定する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 収支予算書（様式第3号）

- (3) 積算書、見積書など経費の分かる資料
- (4) 暴力団の排除に関する誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助事業等の採択等)

第5条 市長は、第4条の規定により採択申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは五島市系統用蓄電池運用技術開発事業採択通知書（様式第4号）又は五島市系統用蓄電池運用技術開発事業不採択通知書（様式第5号）により、当該事業の採択申請者に通知するものとする。

(交付申請書の提出期限)

第6条 規則第4条の規定による申請書（以下、「交付申請書」という。）の提出期限は、毎年度別に定める。

(交付申請書に添付すべき書類)

第7条 第5条の規定により事業の採択の通知を受けた者に係る規則第4条の規定による交付申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。ただし、第4条第1項の規定により提出したもの内容に変更が生じた場合に限る。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

(申請の取下げのできる期限)

第8条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は前項の承認には、必要に応じ条件を附し、又はこれを変更することができる。
- 3 規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の額の変更とする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

(実績報告)

第10条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して20日を経過した日又は翌年度3月31日のいずれか早い期日までに行うものとする。

- 2 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 事業報告書（実施状況の詳細な内容を記載したもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。

- 2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定による交付請求書に添付する書類は、請求内訳書（様式第7号）とする。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 規則第22条ただし書並びに同条第2号及び第3号の別に定める期間及び財産の種類は、取得財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、大蔵省令に定めのない財産については補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（昭和53年通商産業省告示第360号）に定められている処分制限期間とする。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
再生可能エネルギーの出力変動に対応する調整力等として活用可能な系統用蓄電システムの運用技術開発において、蓄電池を活用した最適なエネルギーマネジメント技術の開発・実証を実施に要する経費 ① 事業を実施するための旅費研修費（旅費、研修費、受講料等） ② 研究・技術開発技術開発費 ③ 試作費・試験試作費・試験費 ④ ソフトウェア・システム開発費 ⑤ データ収集・費用 ⑥ 系統用蓄電池設備の購入・設置費 ⑦ 計測・監視機器の計測・監視機器の導入費 ⑧ 外部専門家・研究機関への委託費 ⑨ 実証試験運営費（試験環境構築、フィールド） ⑩ 諸費（印刷製本費、通信運搬費、会場借料等）	3／4以内	15,000千円

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

（あて先）五島市長

申請者 住 所

氏 名（法人にあつては名称
及び代表者の氏名）

令和 年度五島市系統用蓄電池運用技術開発事業計画採択申請書

令和 年度において五島市系統用蓄電池運用技術開発事業を実施したいので、
五島市系統用蓄電池運用技術開発事業費補助金交付要領第4条の規定により、次の関係書類を添
えて申請します。

記

- 1 事業計画書（様式2号）
- 2 収支予算書（様式3号）
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条、第10条関係）

令和 年 月 日

（あて先）五島市長

申請者 住 所

氏 名（法人にあつては名称
及び代表者の氏名）

五島市系統用蓄電池運用技術開発事業
事業計画書（実績書）

1. 目 的

2. 事業期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3. 事業計画（事業実績）

様式第3号（第4条、第10条関係）

五島市系統用蓄電池運用技術開発事業
収支予算書（精算書）

1. 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減	
			増	減
市補助金	円	円	円	円
自己資金				
計				

2. 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減	
			増	減
事業費	円	円	円	円
計				

様式第4号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

五島市長

五島市系統用蓄電池運用技術開発事業採択通知書

年 月 日付けで事業計画の採択の申請があった五島市系統用蓄電池運用技術開発事業については、系統用蓄電池運用技術開発事業選定委員会において慎重に審議された結果を受けて、採択することとしたので、五島市系統用蓄電池運用技術開発事業費補助金交付要領第5条の規定により通知します。

なお、補助金の交付申請及び手続については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）の定めるところにより行ってください。

様式第5号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

五島市長

五島市系統用蓄電池運用技術開発事業不採択通知書

年 月 日付けで事業計画の採択の申請があった五島市系統用蓄電池運用技術開発事業については、系統用蓄電池運用技術開発事業選定委員会において慎重に審議された結果を受けて、不採択と決定したので、五島市系統用蓄電池運用技術開発事業費補助金交付要領第5条の規定により通知します。

令和 年 月 日

（あて先）五島市長 様

申請者 住 所
 氏 名

令和 年度五島市系統用蓄電池運用技術開発事業費補助金
変更承認申請書

令和 年 月 日付け五島市指令 第 号で交付決定の通知があった標記事業について、下記のとおり変更したいので承認を申請します。

記

1. 変更の理由
2. 変更の内容

令和 年度五島市系統用蓄電池運用技術開発事業費補助金
交付請求書（概算払）

金 円

令和 年 月 日付五島市指令 第 号で交付の決定の通知があった五島市系統用蓄電池運用技術開発事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）第16条の規定により、請求します。

令和 年 月 日

(あて先) 五島市長 様

(申請者) 住 所
氏 名

※本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

請 求 内 訳 書

(単位：円)

交 付 (変 更 交 付) 決 定 年 月 日	交 付 (変 更 交 付) 決 定 額	既 受 領 額	今 回 請 求 額	残 額	備 考